

地域未来交付金(地域未来推進型)
交付要綱
(インフラ整備事業(国土交通省所管空港整備事業))

令和8年4月7日
国空計第184号

国土交通事務次官

第1 通則

地域未来交付金制度要綱(令和8年2月4日付け府地創第30号及び府地事第54号内閣府事務次官通知、7農振第2446号農林水産事務次官通知、20260127 財経第2号経済産業事務次官通知、国総政第54号国土交通事務次官通知、環政総発第2602032号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める地域未来交付金(地域未来推進型)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は別表1のとおりとし、対象事業に要する経費の配分は別表2のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交通大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画(以下「実施計画」という。)ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額(第7に規定する引上額を含む。)すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。

ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額(第7に規定する引上額を除く。)の 1/2 未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和 36 年法律第 112 号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 258 号)第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6 1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

第8 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

交付申請者は、適正化法第7条第1項により承認を受けようとする場合(別表3に掲げる軽微な変更を除く。)には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。

第10 交付決定

適正化法第8条の規定による通知については、交付申請者に対し、別に定める交付決定通知書を送付して行うものとする。

第11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して 30 日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第12 遂行状況報告

1 適正化法第 12 条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から 11 月 30 日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の 12 月 20 日までに、国土交通大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

- 2 1による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第 13 実績報告

- 1 適正化法第 14 条に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。ただし、国土交通大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるときは、報告の期日を事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月 10 日までとすることができる。
- 2 適正化法第 14 条後段の規定による報告は、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月 30 日までに行うものとする。

第 14 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第 13 の規定により実績報告書を受領したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めるときは、適正化法第 15 条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

第 15 財産の処分

適正化法第 22 条の規定により財産の処分について承認を受けようとするときは、国土交通大臣に対し、別に定める財産処分承認申請書を提出するものとする。

第 16 交付金の経理

事業主体は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

附 則(令和8年4月7日付け【国空計第185号】)

- 1 本要綱は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 本要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表1

対象事業	交付対象及び交付率
(1) 地方管理空港等整備事業	空港整備事業費補助金等交付要綱(平成 22 年4月 22 日付け国空政 27 号)第2条の規定を準用する。
(2) コミューター空港整備事業	<p>1. 地方公共団体がその設置し、及び管理する通勤用空港(※1)において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良、空港用地の造成若しくは整備の工事、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は気象観測施設の新設又は改良の工事に要する経費の一部を、予算の範囲内において交付金として交付する。</p> <p>2. 交付金の額は、当該工事に要する費用の 10 分の4を限度とする。</p> <p>3. 交付金の交付対象となるのは、通勤用空港の管理を行う地方公共団体が事業主体であるものに限る。</p>
(3) 空港内外連絡通路整備事業	<p>1. 空港内外連絡通路(空港隣接地区と空港を連絡する通路のうち、不特定多数の空港利用者等の利用が見込まれ、かつ、空港側の事情から立体構造とせざるを得ないもので、空港アクセス施設と連絡するもの又は地方公共団体が策定する整備計画に基づき地方公共団体が公共的性格を有する施設を整備する地区と連絡するもの。)の整備の工事に要する経費の一部を、予算の範囲内において交付金として交付する。</p> <p>2. 交付金の額は、当該事業の実施に必要な経費の3分の1を限度とする。</p> <p>3. 交付金の交付対象となるのは、都道府県、政令指定都市又は政令指定都市以外の市町村(都道府県が交付するものに限る。)が事業主体であるものに限る。</p> <p>4. 交付対象範囲については、空港内及び連絡通路の機能を確保する上で必要最小限の空港外地域とする。</p>
(4) 地方空港におけるCIQ施設整備事業	地方空港におけるCIQ施設整備補助金交付要綱(平成 29 年3月 31 日付け国空施 159 号)第2条及び第3条の規定を準用する。

(※1) 「通勤用空港」とは、調布飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場及び天草飛行場をいう。

別表2

費 目

対 象 事 業	経 費 の 配 分		
	目	細 目	細 分
地方管理空港等整備事業	工 事 費	本 工 事 費	用 地 造 成 費 滑 走 路 新 設 費 滑 走 路 改 良 費 誘 導 路 新 設 費 誘 導 路 改 良 費 エ プ ロ ン 新 設 費 エ プ ロ ン 改 良 費 排 水 施 設 費 道 路 駐 車 場 費 橋 り よ う 費 照 明 施 設 費 気 象 観 測 施 設 費 (※1) 建 築 工 事 費 (※2) 電 気 設 備 工 事 費 (※2) 機 械 設 備 工 事 費 (※2)
コミューター空港整備事業 空港内外連絡通路整備事業 地方空港におけるCIQ施設 整備事業			

(※1) コミューター空港整備事業に限る

(※2) 地方空港におけるCIQ施設整備事業に限る

(※3) 空港内外連絡通路整備事業に限る

別表3

対象事業の経費の配分の軽微な変更	対象事業の内容の軽微な変更
<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 本工事費の各費目相互間又は本工事費の各費目、附帯工事費、用地費及び補償費相互間の流用で、流用による各費目の経費の増減が流用前の経費のそれぞれ3割を超えるもの又は流用に係る金額が5千万円を超えるもの</p> <p>(2) 本工事費に係る用地造成費の大分類内の工種相互間又は本工事費に係る照明施設費の大分類内の工種相互間の流用で、流用による各工種の経費の増減が流用前の経費のそれぞれ3割を超えるもの又は流用に係る金額が5千万円を超えるもの</p> <p>(3) 船舶及び機械器具費、測量設計費、又は営繕費の各費目への流用で、流用による各費目の経費の増加が流用前の経費の3割を超えるもの又は流用による経費の増加の結果が規定率を超えるもの</p>	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 実施計画に基づき、新設又は改良を行う工作物の施工位置又は法線を変更するもの</p> <p>(2) 本工事費、附帯工事費又は用地費及び補償費の各費目の換算数量(但し、本工事費に係る用地造成費及び照明施設費並びに用地費及び補償費については、その大分類の施工数量とする。)の増減が3割を超えるもの</p> <p>(3) 工作物の標準断面若しくは各部断面又は機器の型式若しくは規格の変更で、当該変更により当該工作物又は機器の機能が変化するもの</p> <p>(4) 工法を変更するもの</p>

(注)

・本表にいう本工事費に係る用地造成費の大分類は、土工事、擁壁工事、護岸工事、埋立工事、地盤改良工事、植生工事、法面保護工事、場内調節池工事、排水工事、場周道路工事、保安道路工事、柵工事及び雑工事を、本工事に係る照明施設費の大分類は、進入灯工事、滑走路灯工事、誘導路灯工事、エプロン灯工事、電源設備工事及び附帯施設工事を、用地費及び補償費の大分類は、用地費、補償費及び補償工事費を、それぞれいう。

・本表にいう規定率は、空港整備事業関係補助金等交付事務取扱要領(平成 22 年4月 22 日付け国空政第 27 号) 3(費目の限度額)に定めるところによる。